

5 支援及び受入れ（台風等一連の災害）

風水害により市内全域に様々な被害が発生し、迅速かつ的確な災害対応及び応急措置を実施する必要があったことから、応援協定等による要請を行った。

(1) 災害時応援協定に基づく支援

長野県飯田市（本部運営支援、給水支援、物資等の提供）
埼玉県白岡市（職員の派遣、給水支援、物資等の提供）
滋賀県草津市（職員の派遣、物資等の提供）
君津建設業協同組合（災害復旧支援）
君津市管工事業協同組合（災害復旧支援）
君津市電業組合（災害復旧支援）
君津造園建設業協同組合（災害復旧支援）
千葉県土地家屋調査士会（家屋被害認定調査支援）
君津地域清掃事業協同組合（仮設トイレの設置等）
かずさエフエム株式会社（災害時広報）
NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（ドローンによる被災状況の提供）
有限会社福田水道（ウォーターサーバーの設置等）
株式会社ジョイフル本田（災害対応資器材等）
イオンリテール株式会社（避難所用食料等）
株式会社アクティオ（大型発電機、物資運搬車両等）など

(2) 本市と交流のある自治体からの支援

宮城県東松島市（職員の派遣、物資等の提供）
東京都港区（物資等の提供）
東京都豊島区（給水支援、物資等の提供）
東京都北区（給水支援、物資等の提供）
山梨県北杜市（給水支援、物資等の提供）
千葉県（職員の派遣、物資等の提供）
千葉市（職員の派遣、物資等の提供）
船橋市（職員の派遣、給水支援）
流山市（給水支援）など

(3) 全国市長会を通じた支援

熊本県熊本市（本部運営支援、物資等の提供）
岡山県総社市（本部運営支援、物資等の提供）

(4) 国等からの支援

総務省（職員の派遣）
東京都（対口支援：本部運営、保健業務、り災証明発行業務、電話対応など）
経済産業省（職員の派遣、物資等の提供）
国土交通省（職員の派遣、給水支援、物資等の提供）
自衛隊（災害用仮設風呂の設置、給水支援）など

自衛隊による仮設風呂の設置・利用状況（9月13日～25日）※不明

| 場所 (数) | 区分 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 合計 |
|-------------------|----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 文化ホール (1) | 男 | 129 | 247 | 299 | 221 | ※ | 89 | 65 | 53 | 46 | 63 | 71 | | | 1,283 |
| | 女 | 138 | 265 | 311 | 217 | ※ | 97 | 64 | 44 | 59 | 44 | 43 | | | 1,282 |
| | 計 | 267 | 512 | 610 | 438 | 307 | 186 | 129 | 97 | 105 | 107 | 114 | | | 2,872 |
| 清和公民館 (1) | 男 | — | 33 | ※ | ※ | ※ | 90 | 117 | 124 | 108 | 57 | 44 | 27 | 50 | 650 |
| | 女 | — | 25 | ※ | ※ | ※ | 99 | 143 | 125 | 107 | 81 | 45 | 27 | 55 | 707 |
| | 計 | — | 58 | 235 | 160 | 259 | 259 | 260 | 249 | 215 | 138 | 89 | 54 | 105 | 2,081 |
| 松丘 コミセン (1) | 男 | — | 34 | ※ | ※ | ※ | 97 | 66 | 68 | 39 | 36 | 33 | 12 | 18 | 403 |
| | 女 | — | 44 | ※ | ※ | ※ | 84 | 67 | 50 | 29 | 33 | 29 | 12 | 14 | 362 |
| | 計 | — | 78 | 306 | 254 | 304 | 181 | 133 | 118 | 68 | 69 | 62 | 24 | 32 | 1,629 |
| 総計 | | 267 | 648 | 1,151 | 852 | 870 | 626 | 522 | 464 | 388 | 314 | 265 | 78 | 137 | 6,582 |



自衛隊による仮設風呂設置の様子（君津市民文化ホール）

自衛隊による仮設風呂設置の様子
(清和公民館)

自衛隊仮設風呂のお見送りの様子

(5) 災害用トイレの支援

・トイレトレーラー

一般社団法人 助けあいジャパン

静岡県富士市（職員の派遣、トイレトレーラーの提供・設置）

愛知県刈谷市（職員の派遣、トイレトレーラーの提供・設置）

静岡県西伊豆町（職員の派遣、トイレトレーラーの提供・設置）

・簡易型仮設トイレ

君津地域清掃事業協同組合（仮設トイレの設置、汲み取り）

トイレトレーラー及び仮設トイレの設置・汲取状況（9月11日～26日）

| 場所（数） | 区分 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 20日 | 23日 | 24日 | 26日 | 備考 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----------|
| 市民文化ホール | | | | | | | | | | | | | | 延べ11日 |
| トイレトレーラー | | 到着 | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | | | 9/27日撤収 |
| 富士市（1） | 汲取 | | | | 100 | | | | 330 | 100 | | 200 | | |
| 市民文化ホール | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | | 延べ11日 |
| トイレトレーラー | | | | | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | | 10/3撤収 |
| 刈谷市（1） | 汲取 | | | | 100 | | | | 200 | 100 | | 200 | | |
| 清和公民館 | | | | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | | 延べ8日 |
| トイレトレーラー | | | | | | | | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | | 10/2撤収 |
| 西伊豆市（1） | 汲取 | | | | | | | | 470 | | | 380 | | |
| 清和公民館 | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | 延べ13日 |
| 仮設トイレ（2） | | | | | | | | | | | | | | 9/30 70汲取 |
| | 汲取 | | | | 100 | | 470 | | | | 200 | 70 | | |
| 周南公民館 | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | | | | | | 延べ5日 |
| 仮設トイレ（2） | 汲取 | | | | | | | | | | | | | |
| 小糸公民館 | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | 延べ13日 |
| 仮設トイレ（2） | 汲取 | | | | | | | | | | | 250 | | |
| 秋元小学校 | | | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | 延べ10日 |
| 仮設トイレ（2） | 汲取 | | | | | | | | | | | 250 | | |
| 上総交センター | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 撤収 | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | | 延べ14日 |
| 仮設トイレ（2） | 汲取 | | | | 100 | | | | 100 | | | 100 | | |
| 松丘コミセン | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | 延べ15日 |
| 仮設トイレ（2） | 汲取 | | | | | | | | | | | 200 | | |
| 亀山コミセン | | | | 設置 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | 閉鎖 | 延べ15日 |
| 仮設トイレ（2） | | | | | | | | | | | | 200 | | |
| 汲取合計 | | | | 100 | 300 | 470 | | | 630 | 670 | | 1,580 | 470 | 3,350 |



トイレトレーラー設置の様子
(君津市民文化ホール)



トイレトレーラー牽引の様子



トイレトレーラー設置の様子
(清和公民館)



仮設トイレ設置の様子

(6) 民間及び個人からの支援

420件（団体・個人）

主な支援物資など（消費数は市の備蓄品を含めた総消費数）

| 区分 | 受領数 | 市の備蓄数 | 消費数 |
|--------|-------------|------------|------------|
| 食料品 | 約 60,300 食 | 約 64,600 食 | 約 54,000 食 |
| 飲料水 | 約 118,200 ℥ | 約 38,500 ℥ | 約 54,100 ℥ |
| ブルーシート | 約 21,300 枚 | 約 1,300 枚 | 約 18,600 枚 |

※ 十の位を四捨五入



支援物資受入れの様子



自衛隊による土のう作成の様子



消防ヘリによる救出準備の様子



東京都からの応援職員の様子

III 復旧・復興対策について

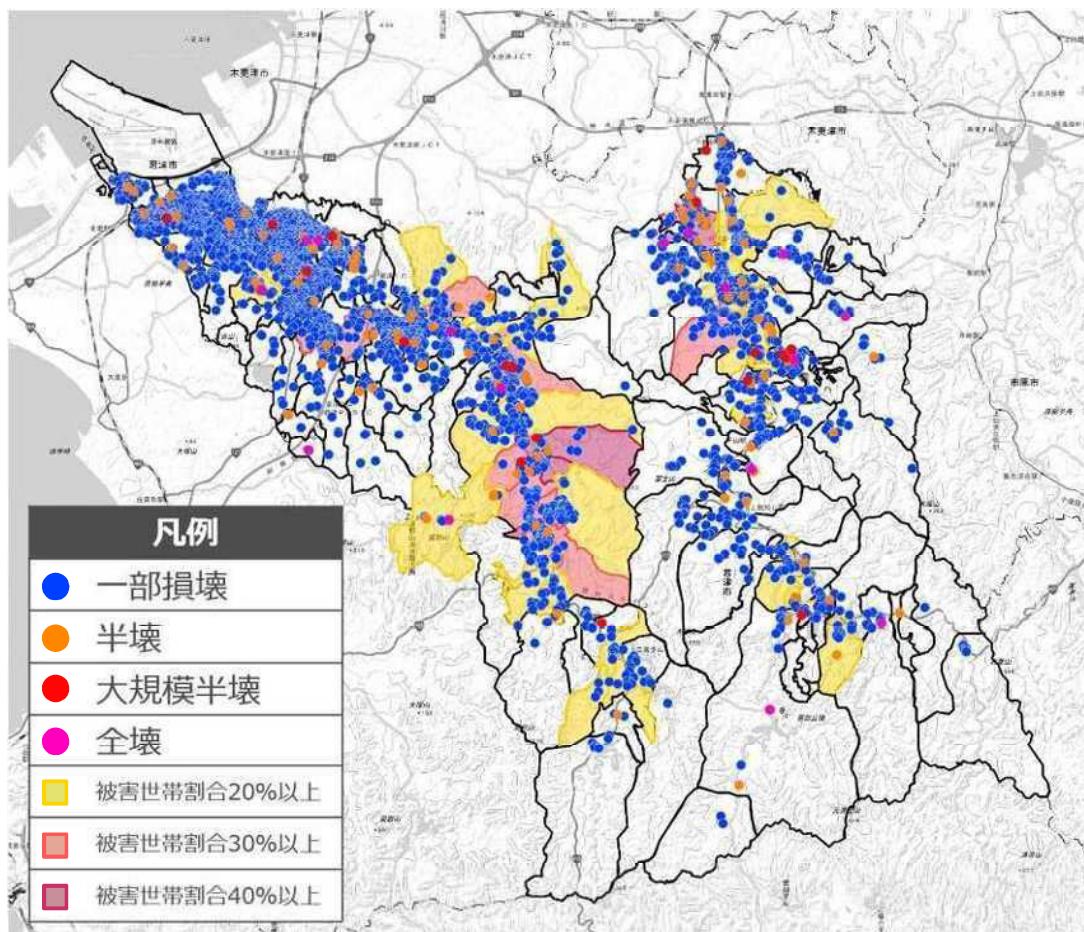
1 被害調査及び災証明の発行等

り災した世帯の再建復興のために、手続書類として災証明書を発行する必要がある。このため、被災地区の家屋を対象に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく調査を行った。

なお、災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

- 全壊、全焼、流失
- 大規模半壊、半壊、半焼
- 床上浸水
- 床下浸水
- 一部損壊

(1) 建物被害（住宅被害）の分布状況



(2) り災証明書発行件数（令和2年2月29日時点）

| 区分 | 住家 | 非住家 | 合計 |
|-------|--------|------|--------|
| 全壊 | 19件 | 10件 | 29件 |
| 大規模半壊 | 25件 | 8件 | 33件 |
| 半壊 | 145件 | 33件 | 178件 |
| 一部損壊 | 4,099件 | 218件 | 4,317件 |
| 合計 | 4,288件 | 269件 | 4,557件 |

※再発行等が存在するため、り災証明書の総発行件数と被害棟数は異なる。



2 相談窓口の設置

被災した住民の方が、一日も早く普段の生活を取り戻すことができるよう、住宅の応急修理や修繕による再建支援など、安定した住まいを確保するため、被災者支援相談窓口を開設した。



開設期間 令和元年10月30日から現在まで（開設中）

相談実績 以下のとおり（令和2年2月29日時点）

(1) 住宅の応急修理（災害救助法の応急修理）

| 区分 | 相談件数 | 申請件数 |
|-------|---------|------|
| 全壊 | | 2件 |
| 大規模半壊 | 127件 | |
| 半壊 | | 51件 |
| 一部損壊 | 3, 431件 | 77件 |

- ・半壊以上 ⇒ 一世帯あたり上限59万5千円
- ・一部損壊（損壊率10%以上）⇒一世帯あたり上限30万円+ α （工事費が150万円を超える場合は、超えた額の20%（上限20万円）を上乗せ）
- ・応急仮設住宅の提供制度との併給はできない。

(2) 被災住宅修繕緊急支援（損壊率10%未満）

| 区分 | 相談件数 | 申請件数 |
|------|---------|---------|
| 一部損壊 | 3, 431件 | 1, 238件 |

- ・工事費の20%（最大50万円）を支給。



被害を受けた屋根の様子



建物被害の様子

(3) 被災者生活再建支援金（基礎金、加算金の延申請件数）

| 区分 | 相談件数 | 申請件数 |
|-------|------|------|
| 全壊 | | 19件 |
| 大規模半壊 | 93件 | 28件 |
| 半壊 | | 8件 |

3 災害廃棄物の処理

災害ごみの受入れについては、君津市清掃工場、久留里スポーツ広場駐車場、三島神社入り口の市内3箇所を仮置場として行った。このうち、搬入台数の減少がみられた久留里スポーツ広場駐車場及び三島神社入口での受け入れを10月末で終了した。

なお、11月1日以降も清掃工場での受け入れを継続し、高齢であることや障害があることを理由に災害ごみの自己搬入が困難な方を対象に戸別収集を開始した。

・災害廃棄物受け入れ状況

君津市清掃工場 延べ7, 349台 (R1.9.11～R2.2.29現在)

久留里スポーツ広場 延べ3, 694台 (R1.9.19～R1.10.31)

三島神社入り口 延べ 839台 (R1.10.1～R1.10.31)



久留里スポーツ広場での受け入れの様子



清掃事務所での受け入れの様子

4 災害ボランティアセンターの設置

一般ボランティアの受入れ窓口として、令和元年9月14日、災害ボランティアセンターを保健福祉センターふれあい館に設置した。

受入れの対応は、社会福祉協議会と連携し、各活動のために必要とするボランティアの種類、場所、人数及び需要を調査しながら対応した。

- ・設置期間 令和元年9月14日から11月17日まで
- ・活動人員 延べ2, 145人
- ・処理件数 屋根・外壁の仮設養生（ブルーシート張り） 437件
災害ごみ撤去・運搬、救援物資配付等 396件



災害ボランティアセンター受付の様子



福岡県から長期に渡り支援してくれたお二人

5 その他の対策

台風第15号・19号においては、建物被害や土砂災害等だけでなく、長引く停電と断水により市民生活に大きな影響をもたらした。

このようなことから、関係機関と連携し、早期復旧に向けた取り組みを進めるとともに、少しでも市民の不安を軽減できる様、様々な対策を講じた。

(1) 車両からの電力供給

三菱・トヨタ・日産など、自動車メーカーからの電力供給車両の支援



(2) 携帯電話臨時充電場所の設置

連絡手段として必要不可欠な携帯電話の充電場所を市役所や避難所等に設置



6 災害復旧復興プロジェクト推進体制

台風第15号・19号及び10月25日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、4,000棟を超す住宅の損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には土砂災害など、これまでにない被害をもたらした。特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活している。

また、農林業では、推計28億円を超す被害が発生しており、中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしている。

そこで、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取り組みを計画的に推進するため、令和元年11月18日に災害対策本部を閉鎖し、災害復旧復興プロジェクト推進体制に移行した。

被災した市民や事業者が一刻も早く、元の生活・状態に戻り、ふるさと君津で安心して暮らし、活動できるよう、国や千葉県、その他関係機関と連携しながら、オール君津で復旧・復興に取り組んでいく。

IV 災害対応の検証

1 災害対応の振り返り

今回の災害においては、災害対策本部の設置時期や職員参集の時期及び区分について、君津市地域防災計画や君津市災害時職員初動マニュアルを基本とし、気象情報や河川情報などから、事前に判断し、対応することができた。

災害対策本部体制については、市長を本部長、副市長を副本部長、教育長を本部付とし、指揮統制を図り、全ての幹部職員並びに国・県及び関係機関のリエゾン等が参集し、災害対応策を検討。各部局の次長及び主管課長等が本部連絡員として本部と現場との調整にあたった。

災害対策本部会議では、市内の気象状況や各河川の水位、被害状況、各班における対応状況などを共有したうえで、今後の対応方針や目標を決定した。

災害対策本部連絡員会議では、より具体的な対応状況を共有するとともに対応策等を協議し、迅速かつ円滑な災害対応に努めた。

(1) 地域防災計画上の各班としての対応結果・意見

地域防災計画では、庁内組織別に『班』体制を組み、災害対応にあたるものとしている。今回の災害における実働の結果及び意見を徴した。

ア 本部事務局

《秘書広報班》

- ・ 各システム管理事業者との緊急時の通報連絡体制を再確認した。
- ・ 引き続き、各事業者と速やかな対応がとれるよう緊急時の体制を常に整えておく必要がある。
- ・ 報道への対応方法が徹底されていなかったことから、取材等の受付窓口を一元管理することとした。
- ・ 今後は、災害時の報道対応として、災害対策本部設置時の窓口の一本化や部局内での統一見解の共有等を徹底し、的確かつ迅速な情報提供に努める。

- ・ HP 更新・メール配信・防災ツイッター投稿など各媒体での情報発信作業が膨大で、かつ迅速性も求められたが、かつてない災害の大きさから、タイミング一かつ正確な情報発信が必ずしもできていないことがあった。
- ・ 災害の規模等を考慮した人員の配置や、発信方法の選別、複数媒体連携（一括配信）システムの構築などの検討が必要と思われる。

《危機管理班》

- ・ 発災直後の災害対策本部を設置した当初は、運営について手探り状態であったが、長野県飯田市や東京都職員等の支援を得て、方向性が定まり、本部運営体制の構築ができた。
- ・ 災害対策本部室（601会議室内）の机やパソコンの配置により、動線がスムーズでなかった。本部室をしっかりと定め、レイアウトの検討が必要。
- ・ 現地災害対策班の設置や自治会長・民生委員との連携、防災無線が使用できなくなった際の広報など、課題の整理と対応が急務。
- ・ 電話・窓口対応では、多くの応援職員がいたが、危機管理課の執務スペースで対応したことから、同課職員も対応せざるを得ない状況となり、本部対応事務に支障となった。

《人事班》

- ・ 千葉県市町村課派遣職員との密な情報共有により、総務省の「被災市区町村応援職員システム」を利用した対口支援要請（東京都職員の派遣）を迅速に行うことができた。

※派遣要請は9/13。派遣期間は9/17～10/15で、合計39団体160名派遣。

- ・ 本部対応、避難所担当、物資担当等の人員配置については、長期化を予測した配置計画が事前にできていなかつたために苦慮した。被災後はそれぞれの部局での災害対応業務に追われ、個別の避難所担当等の割り当てがスムーズに行えないという課題があったため、事前に配備体制にあわせた各部局ごとの担当サイクルを想定する必要があると考える。

《資材班》

- ・車両については、所有公用車及びリース車両により一定数を確保することができたが、ガソリンが入手困難となり、燃料調達に関する情報収集に苦慮した。
- ・生活物資の輸送等に関することが任務となっているが、経済班の分担任務との区分が明確でないため、15号、19号、10月25日の大雨時で担当作業が異なった。
- ・臨時広報の発行業務は、本来、広報班だが、急きょ資材班で行うことになった。また、備蓄倉庫の出納、食料物資の供給は経済班だが、実際は資材班で行った。分担任務の再考が必要と思われる。
- ・終盤、在庫管理が全くできなかつたことから、物資出入の際は、必ず出納簿に記入しチェックを行う必要がある。

《特命班》

- ・台風通過後、議員の安否確認を行った。連絡のつかない議員には、直接自宅に出向くとともに、周辺の被害状況を確認した。
- ・選挙期間とかさなり全議員のタブレットを回収していたため、被害情報などをFAXに頼る部分が多くなったが、停電により、なかなか周知できなかつた。
- ・タブレット（ライン）により、情報を共有し、議員から危険個所等の写真が添付され、本部等に情報を伝えた。
- ・災害対策班が設置されている期間については定期監査を延期し、本部及び小櫃上総地区災害対策班に職員を配置して災害対応業務に従事した。
- ・発災直後は、参集人員に何をすべきか明確な指示がなく職場で待機していた。
- ・特命班の活用として、初動のタイムラインを定め、担当業務、人員を自動配備してはどうか。

イ 企画政策部

《企画班》

- ・外国人に対し、君津市ホームページに掲載された災害情報が多言語対応していることを多言語のメール配信にて案内した。また、避難所で必要となる多言語表示シート等を避難所開設に合わせ用意した。
- ・市内各所で停電による断水が発生し、応急給水を行わなければならない状況において、『かずさ水道広域連合企業団』の統合により市に水道を所管する部署がないことから、応急給水を担当した。
※かずさ水道広域連合企業団と四市間において、災害時の応急給水に係る役割分担を検討中。

ウ 出納部

《会計班》

- ・災害対応業務で職員動員がかかる中、出納業務を継続させることができた。停電中の出納業務に関しては、非常用電源により時間外に財務会計システムを稼働させ、定例の支払い業務を行った。電源が全くない場合等手作業による出納業務を行う場合のマニュアルを整備しておく必要を感じた。
- ・県を通じて日本赤十字社及び千葉県共同募金会から配分された義援金は、歳入歳出外現金として会計管理者講座に保管し、後日申請のあった対象者に支払う。

エ 財政部

《財政班》

- ・国、県の補助金や災害救助、復旧事業など各部の状況を把握し、隨時予算措置を行った。今後はこの災害を教訓に発災時における対応策を想定し、これまで以上に早急に予算措置をすることで財政面でのバックアップ体制を強化する。

《調査班》

- ・ り災証明事務はノウハウがなかったが、東京都、熊本市ほか災害経験都市からの助言をいただいて早期に着手することができ、住民のニーズに応えられたのではないかと思う。
- ・ 1階の税務窓口にり災証明の特設会場を設置し、納税課を中心に証明の受付・交付、課税課を中心に被害認定調査業務を実施したが、細部の役割分担が明確でなかったため、日々混乱状態が続き、発生する問題に一つ一つ対処するのが精一杯で、試行錯誤しながら良い方法を探って業務を行ってきた。また2か月以上の間、納税課・課税課の通常業務のほとんどを停止してり災証明業務にあたったため、負担が非常に大きかった。
- ・ 現在でも調査班での業務が継続しているように、り災証明業務は非常に長期間に及ぶことが分かったので、2つの課だけで業務にあたるのではなく、当初から市役所全体での業務として体制を整えておくことが必要である。東京都の対口支援に対して、受け入れる君津市側の準備が整っていなかつたため、初期は十分な説明ができず、応援の職員の自力に任せられる部分が多くあった。

才 市民環境部

《清掃班》

- ・ 初期対応において、災害廃棄物の発生量を推測し、仮置場の設置を直ちに検討する必要があったが、停電等の影響により、市内の被災状況把握が遅れた。
- ・ 停電時には、発電機を使い受付システムを稼働させ、災害廃棄物等ごみの搬入受け入れを開始したが、被災により充分な職員が確保できず、通常業務及び災害廃棄物の処理に苦慮した。
- ・ 災害廃棄物の仮置場運営には、多く作業員が必要であり、担当課職員だけでは対応しきれず、委託による人材確保も困難であったため、各部署からの応援に頼ることとなったことから、体制の再検討が必要である。
- ・ 停電により衛生センターは稼働停止となつたが、電源車により仮復旧するまでは、緊急性の高い生し尿の受入れのみを行つた。

- ・衛生センター稼働停止時におけるし尿等の受入れ容量には限界があるため、早期に電源車を接続し仮稼働を行う必要がある。
- ・水洗トイレが使えなくなった避難所へは、災害協定に基づく仮設トイレの設置を行うことができた。また、県外の3自治体よりトイレトレーラーの派遣応援を受け、衛生環境に配慮することができた。
- ・災害に起因した環境汚染が発生し、またはそのおそれがある場合は、県や近隣市と連携し、汚染の拡大防止及び原状回復に向けた体制を速やかに作る必要がある。

《市民協力班》

- ・避難所の開設と初期運営に関しては、予め市職員担当者が指定されているが、地域防災計画上は施設を所管する部が開設等をすることとなっており、実態との矛盾があるため整理すべき。
- ・定員を超えて避難所に入所できない市民が多数いたため、収容世帯・人数等を見直すべき。
- ・各コミュニティセンター管理責任者への連絡は、一覧表を作成しており、停電の影響を除けばスムーズに行うことができた。
- ・避難所として運営されているコミュニティセンターが、通常開館している時があったが、避難所としての機能を優先させるべきであり、その旨、指定管理者と確認しておく必要がある。
- ・発災後の情報収集について、事前に（毎年、年度初めなど）自治会長に対し、災害種別に応じた、報告してもらう情報を明確にした上で情報収集等を依頼しておくことが望ましい。
- ・市政協力員を設置していない地域団体との連絡体制について検討が必要。
- ・千葉県弁護士会の協力のもと行われた弁護士相談は大変有意義であった。
- ・防犯巡視員による市内巡回パトロールは通常どおり実施した。パトロール中は、最新版の『広報きみつ 災害臨時号』を携帯し、市民からの問い合わせに対応できるようにした。

- ・今回の災害ではなかつたが、地震や津波などの多数の死者が出る災害が発生した場合を想定し、死亡確認・遺体の収容・すぐに埋火葬ができない場合の対応等を関係課とシミュレーションし、計画に反映させておくべき。
- ・避難所にリフォーム詐欺等の注意喚起の張り紙をした他、警察と連携し空き巣被害や詐欺被害についても安心・安全メールでの配信や、ホームページへの掲載などにより注意喚起した。

《市民支部班》

- ・停電時、固定電話回線が使用できず、防災行政無線、衛星電話、職員の個人携帯で業務連絡を行った。
- ・防災行政無線、衛星電話とも、天候など使用時の状況に左右され、伝達が不十分であることがあった。
- ・個人の携帯を頼りにするのではなく、非常時のためにプリペイド携帯の配備も要検討。個人携帯では、使用アプリや端末も様々で、情報伝達が確実に行えるかが不明である。
- ・本庁と出先間で情報が分断され、災害対策本部会議での決定、連絡事項などもセンターに毎回は伝達されていなかった。
- ・前日の会議内容、出先や避難所が知っておくべき情報を、最低1日1回の伝達が必要である。
- ・災害対策本部への問い合わせ電話（56-1290）では、返信がほとんどなかつたため、内部のみで使用する電話の確保が必要。（市民が問い合わせする電話と、出先がかける電話が同じ番号では支障がある。）対策本部での情報の集約体制と伝達方法の見直しが必要。
- ・情報の報告先を災害対策本部のみにしたところと、担当部署にしたところがあり、情報伝達先が不明。情報の集約先を決めるルールづけが必要。
- ・固定回線が不通のため、自治会長からの情報、市民からの問い合わせを受けられなかつた。また、自治会長や市民は来所せざるを得なかつた。
- ・発災後、地区内を巡回し、被害状況を行政センター職員が確認するということはできなかつた。（事務所での市民対応等多忙により困難であった。）

- ・ブルーシートの配布を行ったが、災害対応しながら配布は不可能。避難所担当から応援してもらったが足りず、避難所ボランティアにも応援を頼んだ。
- ・ブルーシートの配布では、市民が職員に詰め寄り、また、大声で罵倒するなど、負傷者が出かねない状況であった。また、配布準備中にも、直ちに配布せよと押し入ろうとする者も少なからずいた。
- ・ブルーシートの配布については、明確なルール決めが必要である。
- ・避難所（公民館）に停電時の自家発電設備なく、雨漏りもひどかった。15号通過中、19号通過中も、一晩中公民館とセンター事務所の雨漏り対応が必要な状況であった。

力 保健福祉部

《福祉救護班》

- ・ふれあい館において、初めて福祉避難所を開設した。想定より症状が重い人が多く避難してきたため、受け入れる対象者を明確にする必要がある。高齢者や介護が必要な方を残し、自分は自宅に帰る人がいた。高齢者だが、自分で動ける元気な方は、雨の中、一般の避難所に移動してもらった。
- ・長期化した時の看護職のローテーションを組むのが難しい。
- ・災害時協定を締結している民間の福祉避難所に、市の判断を受けずに直接避難する方や、医療行為や介護を受けられる場所であるとの過剰に期待する方がいた。福祉避難所開設の目的と受け入れのルールについて、より丁寧に市民周知する必要がある。
- ・災害時要援護者について、職員による電話での安否確認とあわせ、民生委員や自治会、消防団にも安否の確認に協力いただいた。今後も起こり得る災害に備え、各団体との連携強化に努めていく必要がある。
- ・早期に停電・断水が復旧した保育園においては、他の公立保育園の園児を受け入れ、合同保育を実施した。なお、通常、園児の年齢によって部屋を区分しなければならないが、緊急時の際は区分ができず、遊戯室に一同を集めての応急保育にならざるを得なかった。また、停電により給食の提供が困難であった。

- ・市内介護保険施設等の人的・物的被害、停電、断水等の状況等を連日確認し、電源車の要請や発電機の貸与、飲料水の配布を行った。また、国、県、市関係部局（災害対策本部、保健福祉部等）からの連絡が各施設に相次いだことにより、施設側が対応に苦慮したとのことであり、対応窓口を一本化するなどの調整が必要と考える。
- ・特別養護老人ホーム等の市内高齢者施設へ停電・断水に対する対応についてのアンケート調査を実施するとともに、介護保険施設等に参集いただき、会議を開催。市、施設等双方で意見交換を実施した。停電への対応については、電源車の要請手順の円滑化及び各施設等における非常用自家発電設備等の整備が課題としてあげられたため、国の交付金等を活用し、災害時における体制の整備を支援していく必要がある。
- ・障害福祉サービス利用者情報から、事業者や個人へ、電話による安否確認を行った。また、障害福祉サービス事業所への被害状況確認を毎日実施した。電話による確認ができなかった際は、事業所へ赴き被害状況等を聞き取ったほか、必要物資の支援をした。

《医務防疫衛生班》

- ・市保健師による健康相談を各地区で行った。また、東京都、千葉市や管内保健所の保健師の派遣応援もいただいた。
- ・小櫃地区7件の床上浸水の消毒を行った。消毒機材の事前確保をしておく必要性あり。
- ・市内医療機関の被害状況、開設状況、必要な物資について毎日、電話で問合せを行った。停電時の連絡手段をどうするべきか検討が必要
- ・4市職員で組織された災害救護関係者会議を12月23日に行い、災害時の医療機関との連絡手段の確保と医薬品等の備蓄などを協議。今後、医師会の救急救護・災害医療運営委員会へ提起していく。

キ 経済部

《経済班》

- ・ 中小企業の被害状況については、商工会議所の調査結果の提供を受けたところであるが、今後さらなる連携強化を図りながら、情報収集のあり方について検討協議していきたい。
- ・ 農家被害については、被災直後から情報収集を開始した。主だった農家に赴き、聞き取り調査を実施、併せて災害復旧事業に備え、被害状況の記録作成について指導した。今後は、農家や生産組織から被害状況を市へ報告する体制について検討する。
- ・ 農地・農業施設の被害状況については、自治会や水利組合等からの報告を受け現地確認を行っているが、災害発生から相当な日数を経過した報告もあったので、早期報告を受けられるよう、自治会等への周知について検討が必要である。
- ・ 林道等の被害については、パトロールや自治会等からの報告により現地確認を行い対応したが、道路の倒木による長期の停電についても、対策を考えていかなくてはならない。
- ・ 観光施設については、災害発生後、職員が市の観光施設の被害状況を確認するとともに、市内の主要な事業者へ電話で聞き取りを行った。また、君津市観光協会より、会員の被害状況をとりまとめた報告を受けている。今後は、観光協会など関係団体との連携強化により、迅速な情報収集の方策を検討する。
- ・ 畜産施設の被災や停電による堆肥化施設の稼働停止によって衛生害虫が発生し、緊急に対応するため防除薬剤等を事業者に提供した。今後は防除薬剤等の備蓄等について検討する。また畜産農家に対して停電時の電源確保について発電機を整備する補助事業等の情報を提供する。

ク 教育部

《教育庶務班》

- ・ 部内の状況を取りまとめ、災害対策本部に報告した。
- ・ 学校施設の被害状況の確認と復旧対応を実施した。
- ・ 小・中学校が避難所として開設できる状況か確認した。
- ・ 刻々と状況が変化する中、避難所開設の準備をしていた学校現場への情報伝達や意思疎通がうまくいかなかつた。

《学校教育班》

- ・ 連絡手段がない中、学校や家庭とどう連絡を取り合うか、どのように児童生徒の安否確認を行うか、再確認が必要。
- ・ 学校再開に向けて、電気、水道、通学路の安全確認が必要であり、再開の判断をどうするか検討が必要。
- ・ 学校が避難所になった場合、学校職員がどこまで対応するのかが不明瞭。
- ・ 避難所の開設が長期間にわたったことから、割り当ての避難所担当者が勤務できない場合に、学校職員と避難所担当者間で役割分担等が明確化されていなかつた。

《社会体育班》

- ・ 担当施設の被害状況を把握確認し、復旧対応した。
- ・ 被災廃材の受け入れ協力に伴い、久留里スポーツ広場の一時利用中止について利用者への協力依頼、連絡調整を行つた。
- ・ 無人施設が多く、現地の被害状況の確認に時間を要した。
- ・ 1日でも早く学校給食が再開できるよう対応した。
- ・ 学校給食の提供・再開、炊き出しの実施についてなど、災害時の調理場の役割や対応方針を定める必要がある。

《社会教育班》

- ・ 各公民館とも、職員安否、収集状況、被害状況、施設被害状況を速やかに報告できるよう努めたが、通信困難で、連絡がとれない状況だつた。

- ・ 避難所開設にあたって、公民館は生涯学習文化課と事前に開設可能性の連絡等をとり、利用者・団体などへの事前連絡もとれ、円滑に開設できた。
- ・ 文化祭開催直前の館が多かったが、公民館利用者・団体等との日常の連携と速やかな連絡により中止等の理解を得られ、避難所開設を円滑に行った。
- ・ 停電・通信回線遮断により、避難所と災害対策本部との連絡がとれず、避難状況、物資状況などの伝達に困難を極めた。
- ・ 災害対策本部の発信する情報（メール、防災無線等）が、停電のため避難所・住民ともに受けとれず混乱を生じた。特にブルーシート配布にあたっては、配布開始時間、枚数等に関し、住民間に混乱した情報が流れ、配布の際に混乱・苦情が多発した。
- ・ 避難所運営マニュアルによる避難所開設についての項目が多岐に渡っており、それらを確認しながら実施することは難しく、現実的ではない。
- ・ 文化財被害調査及び災害復旧に関する任務については、被害発生の1週間後にやっと確認できた状況。
- ・ 通信困難のため、文化財所有者や地域からの被害状況確認が難しかった。
- ・ 災害時は人命や市民生活が優先され、文化財への対応はある程度落ち着いてからにならざるを得ないと感じた。
- ・ 久留里城址資料館は、災害を避け難い場所に立地しており、今後も被害が発生することが懸念される。

ク 建設部

《土木庶務班》

- ・ 部内の被害情報の収集と対策本部への報告が主な業務であった。所属職員が現場や避難所対応に駆り出され、本来の任務を組織として対応することができなかった。今後は、被害情報の取りまとめ方法など今回の経験を基に効率的な対応となるよう整備すべきと考える。

《土木班》

- ・ 災害時の通行止め等の道路情報収集を行い、国道、県道、市道の通行止め状況をホームページ等で周知に努めるとともに災害対策本部、千葉県、君津警察署等と情報共有を図った。

- ・危険区域の被害状況の把握に努め、被害があった箇所については現地調査を行い、指定の様式で千葉県に報告を行なった。
- ・水防体制を確保し、千葉県から送付されてくる水防指令に基づき行動（人員報告、河川パトロール等）した。
- ・中島地先の中村橋付近は重要水防箇所に指定されていることから、水位を常に注視し、氾濫危険水位を超えたときには消防署と連携し、越水する可能性のある市道について、通行止め措置を講じるとともに監視に努めた。
- ・神門地先の排水ポンプ及び水門については、自治会関係者、消防署と連携し、水位上昇抑制に努めた。
- ・市街地周辺の浸水想定区域である中富地区を中心に水位上昇の確認に努めた。
- ・停電時等の道路復旧対応について、台風の接近前の気象情報により、建設業協同組合等へ事前に協力依頼をしており、台風通過後の通信網が途絶えている時でも、業者の自主的な復旧作業が行われた。また、業者を訪問し復旧の依頼を行い、業者が作業完了した後は来庁を要請し、進捗状況の報告と次の現場の復旧指示を行い早期復旧に取り組んだ。
- ・倒木や土砂崩落による道路通行止めで孤立世帯が発生しないよう、自治会等からの情報や現場確認により、早期復旧に取り組んだ。しかしながら、倒木や土砂崩落の規模が大きい個所では、電線等を巻き込んでおり、電力・通信業者との調整に不測の日数が必要になった箇所もあった。
- ・資材等の調達について、他部署から土のう袋や土砂の依頼があり、ストックしている資材の支給で対応できた。
- ・ＪＲからのブルーシート等の資材支給により、崩落個所の安全対策に使用することができた。
- ・被災直後から、関係省庁、関係機関から応援職員の手配をいただき、被災状況の報告と倒木等により通行止めとなった道路の早期復旧を協議した。
- ・被災現場が多数あった中で、孤立住宅等のある箇所は、自衛隊に道路啓開の協力を得られた。
- ・電力、通信線を巻き込んだ倒木処理には、関係機関と連絡調整により、業者の安全を確保し復旧を行った。

- 今後は、道路法面の立木など、巨木化する前に伐採等の処理を行い、台風等による転倒の危険性を回避させる取り組みを行う。

《建築班》

- 建物被害状況調査を実施

9/10～9/27 ①市街化区域 ②調整区域 ③都計外

建設部職員で開始し、後半から建築指導課と東京都派遣職員で対応。

- 初動段階での市内全域の被害状況把握として、一定の効果があり、支援の目安となった。その後、災証明書発行件数により、被害の全容が把握された。
- 地震災害であれば建築班 17 人中 11 人は応急危険度判定資格者として動員を想定。
- 被災者への住宅確保に関し、9月 16 日から県営住宅の無償提供、10月 10 日から民間住宅の無償提供の案内を行った。
- 市営住宅は、そのものが被災し入居案内ができる状況ではなかった。
- 今後は、市独自の借上げ型住宅制度等、住宅確保の手法を検討していく。
- 被災住宅の応急修理に関し、災害救助法が適用されたことから、県の事務委任を受け、準備が整い次第、受付を開始した。半壊以上については、10月 8 日から、一部損壊については、11月 25 日から受付開始した。
- 制度開始まで、時間を要した。
- 応急仮設住宅の確保に関しては、災害救助法に基づき、知事が行うものであるが、市では 10 月 9 日から賃貸型応急住宅制度の申請を受付し、県に提出。
- 内閣府が被災住宅の支援対象を一部損壊まで拡大。これを受け千葉県が要綱制定し、市が合わせて補助要綱を策定。
- 11/25 より被災者支援相談窓口を組織編制した中で案内・受付開始。
災害救助法の応急修理の拡大による 10% 判定に苦慮。

- ・市営住宅の被害調査及び応急対策に関し、台風直後、市営住宅の管理人や住人と連絡をとり、被害状況を聞き取りし、9月9日から職員による現地確認を実施したが、修繕に関しては、業者対応、ブルーシートや土嚢袋等の手配が難しい状況であった。

《都市整備班》

- ・君津造園建設業協同組合との連携のもと、公園・緑地からの倒木による道路・施設被害の応急復旧については迅速に対応することができた。
- ・想定を超える強風であったため、多くの公園・緑地で被害が発生し、このような災害を経験したことのない職員が大半であったことや必要な数の車両が確保できなかったこと等により、すべての被災箇所の把握に時間を要した。
- ・日頃から職員の災害に対する意識の向上を図るとともに施設の定期点検により施設の把握に努め、減災対策として繁茂した樹木の剪定・伐採を行うことが必要と考える。

《土木支部班》

- ・道路災害の場合は、幹線道路の復旧が優先されることから、多くの市道の発災時の応急対応を市作業員による直営作業が不可欠となった。また、停電により連絡体制や事務対応が困難を極め、土木班からの人員と車両の支援により対応した。
- ・バックホウ等の重機車両があると作業効率が良かったと考える。

ケ 消防部

《消防班》

- ・断水地区にて火災が発生したが、かずさ水道広域連合企業団から消火栓が使用できないとの連絡を受けていたため、水槽付きポンプ車、水槽車並びに防火水槽を最大限に活用し、速やかに消火活動にあたることができた。
- ・消火活動で使用した防火水槽への緊急補水については、平成30年度に千葉アクア生コンクリート協同組合との協定の活用を検討し、より一層断水時における消防水利の充実に努めたい。
- ・法面崩落や倒壊した電柱、電線により通行不能となった施設入居者7名を、災害対策本部と消防本部・消防署、広域消防航空特別応援による消防ヘリが連携し、安全かつ迅速に救出することができた。
- ・冠水により孤立状態になった地区が発生したことから、消防署は救命胴衣やゴムボート、ロープなどを使用して住民の安否確認を行い、すでに避難済みであることを確認することができた。
- ・救急出動がかつてないほどに増加する中、本市救急隊と隣接する消防署の救急隊により遅滞なく出動することができた。特に9月9日から11日までの3日間では、災害に起因しない出動を含め、市内の出動が114件（ほか他市からの応援出動43件）、他市への応援出動が20件と、多くの事案に対し、速やかに対応することができた。
- ・病院では、長引く停電により入院患者を他市の病院に転院しなければいけない状態となったことから、病院と消防が連携し、救急車及び消防本部の人員搬送車によって数回にわたり転院搬送を行うことができた。
- ・消防団本部役員が消防本部庁舎に、また支団役員が指定された消防署に待機することで、災害対策本部からの命を速やかに各分団に指示命令することができた。情報発信手段を強化することで、より一層、迅速かつ的確な指示命令系統の強化が図られると感じた。

- ・ 消防団は、平常時から地域に密着した活動を展開していることから、その期待は大きく、このたびの被災状況への対応については災害対応の広範にわたる活動を行った。しかし、指示された任務を全うするという責任感から危険を伴うような活動があつてはならないため、より一層消防団員の安全確保を最優先とした出動体制及び指示命令に努める必要がある。
- ・ 倒木等の道路障害物を速やかに撤去する必要が生じたことから、消防団員に消防団用として購入したチェーンソー及び切創防止用保護衣の活用について連絡し、管轄する地区で発生した災害対応にあたることができた。しかし、被災状況は様々であるため、あらためて取り扱い訓練を行う必要があると感じた。

(2) 地域防災計画上に記載されていないことへの対応に対する意見

【企画政策部】

- ・ 市内各所で停電による断水が発生し、応急給水を行わなければならない状況において、『かずさ水道広域連合企業団』の統合により市に水道を所管する部署がないことから、企画政策部が応急給水を担当した。このことから『君津地域防災計画』を現在の行政組織に見合ったものに修正する必要がある。
- ・ 災害時の応急給水については、「千葉県地域防災計画」において、県または市町村長が行い、水道事業体は積極的に協力する立場となっていることを鑑み、令和2年度予算編成時に災害時用簡易水槽の購入を要望したところである。
- ・ 今後、簡易水槽に限らず応急給水設備や、これに必要な備蓄品等について、何をどのくらい備えるべきか関係機関と協議する。

【市民環境部】

- 今回の災害では、発災当初から通常業務と災害対応業務の両方を行う必要があり、災害直後も市民課に証明書等の取得のため来庁する市民が一定数いた。地域防災計画に定める各班の分担任務を遂行するのであれば、通常業務を休止するなどの体制整備(BCP)が不可欠である。例えば、第5配備で通常業務停止など、災害対応に専念できる環境を整えるべきと考える。

※参考：発災直後証明書発行実績

9/9 121件 146通 9/10 92件 114通 9/11 114件 149通
(発災前 9/6 250件 306通)

【教育委員会】

- 公民館事業で扱った防災教育に関する内容が役立った（災害時のトイレ、避難所シミュレーション（避難所宿泊体験、HUG）など）。
- 公民館と住民・民生委員・地域企業等との日ごろのつながりから様々な情報が得やすく、物資配布について、行き届いていない可能性のある箇所への配慮などができた。
- 避難所運営、物資配布、炊き出し等に公民館利用者・団体などが自主的に協力してくれた。
- 市民文化ホールは「避難場所」に指定されており、台風15号の際には給水場所、自衛隊入浴施設、19号の際には急遽「避難所」として使用された。緊急時の判断となるが、指定管理者側の営業に影響がでる可能性もあるため、災害時における、指定管理者制度を導入している施設（君津市民文化ホール等）との連携、協力のあり方・内容などを明確に整理しておく必要がある。

【消防本部】

- 断水地区にある福祉施設の生活用水を確保するため、水槽付消防車3台を運用し、市内6箇所の施設に応急給水を実施した。
- 支援物資班からの応援要請を受け、車両及び人員を確保し、物資受入や仕分けのほか、避難所への支援物資の搬送に従事した。